

【令和6年度】

○ 浸透水(生活環境1項目)の水質結果

採取業者 環境コンサルタント

採取場所	浸出水採取樹
------	--------

単位:mg/L

項 目		基準値	6月	9月	12月	3月
	採取日		4日	4日	5日	4日
	報告日		20日	10月17日	1月17日	21日
生物化学的酸素要求量(BOD)		20以下	0.2未満	0.2未満	0.9	0.5

○ 浸透水(有害物質25項目)の水質結果

採取場所	浸出水採取樹
------	--------

単位:mg/L

項 目		基準値		測定結果
	採取日			9月4日
	報告日			10月17日
アルキル水銀		検出されないこと		検出せず
総水銀		0.0005以下		0.0005未満
カドミウム		0.03以下		0.0002
鉛		0.01以下		0.001未満
六価クロム		0.05以下		0.005未満
砒素		0.01以下		0.001未満
全シアン		検出されないこと		検出せず
ポリ塩化ビフェニル(PCB)		検出されないこと		検出せず
トリクロロエチレン		0.01以下		0.001未満
テトラクロロエチレン		0.01以下		0.001未満
ジクロロメタン		0.02以下		0.001未満
四塩化炭素		0.002以下		0.0002未満
1. 2-ジクロロエタン		0.004以下		0.0004未満
1. 1-ジクロロエチレン		0.1以下		0.001未満
1. 2-ジクロロエチレン		0.04以下		0.001未満
1. 1. 1-トリクロロエタン		1以下		0.001未満
1. 1. 2-トリクロロエタン		0.006以下		0.0006未満
1. 3-ジクロロプロペン		0.002以下		0.0002未満
チウラム		0.006以下		0.0006未満
シマジン		0.003以下		0.0003未満
チオベンカルブ		0.02以下		0.002未満
ベンゼン		0.01以下		0.001未満
セレン		0.01以下		0.001未満
1. 4-ジオキサン		0.05以下		0.005未満
クロロエチレン		0.002以下		0.0002未満

※基準値中の「検出されないこと」とは、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(法で定められた検査方法で、検査器が計量できない値)

【令和6年度】

採取業者 環境コンサルタント

○ 地下水(有害物質25項目)の水質結果 (年1回測定)

※観測井倒壊の為、採取不能

採取場所	下流側地下水観測井
------	-----------

単位:mg/L

項 目		基準値	測定結果
	採取日		
	報告日		
アルキル水銀		検出されないこと0.0005未満	
総水銀		0.0005以下	
カドミウム		0.003以下	
鉛		0.01以下	
六価クロム		0.05以下	
砒素		0.01以下	
全シアン		検出されないこと0.1未満	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)		検出されないこと0.0005未満	
トリクロロエチレン		0.01以下	
テトラクロロエチレン		0.01以下	
ジクロロメタン		0.02以下	
四塩化炭素		0.002以下	
1. 2-ジクロロエタン		0.004以下	
1. 1-ジクロロエチレン		0.1以下	
1. 2-ジクロロエチレン		0.04以下	
1. 1. 1-トリクロロエタン		1以下	
1. 1. 2-トリクロロエタン		0.006以下	
1. 3-ジクロロプロペン		0.002以下	
チウラム		0.006以下	
シマジン		0.003以下	
チオベンカルブ		0.02以下	
ベンゼン		0.01以下	
セレン		0.01以下	
1. 4-ジオキサン		0.05以下	
クロロエチレン		0.002以下	

※基準値中の「検出されないこと」とは、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(法で定められた検査方法で、検査器が計量できない値)

